

令和8年度「学校給食費」のお知らせ

令和8年度分の学校給食費を無償化します!

令和8年度学校給食費を無償化します。また、昨今の物価高騰(学校給食物資の価格高騰)の状況並びに「岸和田市学校給食実施基準」におけるエネルギー量の変更を踏まえ、学校給食費の価格改定をします。

令和8年度の学校給食費及び納付額 など

令和8年度学校給食費		学校給食費(1食当たり) ※食材調達費	年間食数	保護者が負担する金額(a)
小学校	1,2年生	302円	194食	なし(無償化)
	3,4年生	305円	194食	なし(無償化)
	5,6年生	308円	194食	なし(無償化)
中学校	中学生	385円	181食	なし(無償化)

●無償化に当たり、児童・生徒一人当たり58,000円~69,000円程度の支払いが不要となります。

※令和8年度については、保護者負担はありません。(令和9年度以降は、調整中につき未定)

小学校:給食費負担軽減交付金及びふるさと寄付金を活用し、無償化します。

中学校:国の重点支援地方交付金を活用し、無償化します。

※生活保護や就学奨励制度(中学生)を受けられる世帯は、それぞれの制度を活用

【学校給食弁当代替者補助金について(令和8年度新設)】

食物アレルギー、疾患その他特別な理由(宗教上・思想信条等)で年間を通して給食を食べられず、学校へ弁当を持参する児童・生徒について、補助金制度を創設します。該当者には、4月中に別途ご案内します。

※学校給食を全部停止していることが必要です。

(一部でも学校給食を喫食している場合や特定の日だけ学校へ弁当を持参する場合などは対象外)

学校給食の停止(再開)の届け出(希望する方のみ) など

●1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合は、給食を停止しようとする日の平日5日前までに、「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出してください。

例)

(例)	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
届出の5日後から停止		届出			①	②	③	④	⑤	停止		停止	停止	停止

※無償化期間中も、手続きをお願いします。(届け出が必要となった場合、すみやかに学校に連絡)

※給食を再開する時も、給食を再開したい日の平日5日前までに「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出してください。

A. 1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合(けが、病気、転出 など)

B. 疾患等で給食の全部または一部を停止する場合

疾患(乳糖不耐症含む)等で、年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する時は、「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出してください。

※疾患に関しては、医師の診断書(意見書)の提出が必要です。

※食物アレルギーについては、アレルギー対応に関する申請手続きに基づき給食の停止(再開)が決定されます。

C. その他特別な理由(宗教上、思想・信条等の理由 など)

宗教上、思想・信条などの理由(特別な理由)により年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する必要がある場合は、学校にご相談ください。(好き嫌いを除く。)

★「学校給食変更停止(再開)届」は、お申し出のある方に学校で配布させていただきます。

学校給食費に関する情報はHPにも掲載しています。👉 [岸和田市 学校給食費](#) で検索

≪学校給食費に関するお問い合わせは、学校給食課給食費管理担当(Tel072-447-6472)まで≫

